

2026年度(第18期)官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～ 学内募集要項(新大学1年生枠)

トビタテ！留学 JAPAN(以下トビタテ！)公式ホームページ(<https://tobitate-mext.jasso.go.jp/>)で募集要項等を確認の上、本資料を熟読し、本学指定の締切日までに応募して下さい。学内選考合格者をトビタテ！へ申請します。その後、トビタテ！により書類審査・面接審査が行われます。

学内応募手順(応募の流れと順番)

①意思表明フォーム送信⇒②各自トビタテオンライン申請⇒③誓約書・申告書・家計書類準備/提出⇒④学内審査/通知⇒⑤青学からトビタテへ一括申請⇒⑥書類審査合格者発表⇒⑦面接審査⇒⑧採用者決定

① 国際センターへトビタテプログラムの応募意志表明(申請フォーム送信)

トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム、第18期への応募を予定する方は、最初に本学(在籍大学)事務局あて、応募の意思表明をしていただきます。意志表明をする方は以下のフォームより申請してください。

<https://business.form-mailer.jp/fms/23d0c1e2218774>

受付期間:2026年4月1日(水)～2026年4月16日(木)23:59



② トビタテへのオンライン申請

トビタテ！のHPから以下をオンラインで入力、添付し申請して下さい(4月1日オープン)。

1. 留学計画の概要(目的、概要、コース選択理由、留学先・受入先詳細、実現性など)
2. アンバサダー活動及びエヴァンジェリスト活動について
3. 自由記述書*PDF添付
自身の考えや想い、アピールポイント、現在までの経験、留学成果の社会還元方法、他将来に向けたイメージなど。
受入機関の受入許可書等、留学計画の実現可能性を証明できる文書等の写し(応募時、既に用意がある場合)
4. 実績(イノベーターコース及び大学1年生枠のみ。シート入力。イノベーターコースにおいては実績を証明する書類のPDF添付を任意とする)

「第18期応募書類事前準備シート」が下記に公開されていますので、ダウンロードし必要な内容等確認してください。

<https://mext.ent.box.com/s/85hm0ncmasb7r7tlff7o6pdm5zy399zq>

※オンライン入力に必要な、本学の学校番号は、数字6桁「304001」です。

※2026年4月1日時点の学籍身分での内容を記載すること。

※オンライン画面記載の注意事項等をよく確認してから、入力すること。

応募先:トビタテ！HPのオンラインシステム

応募期間:2026年4月1日(水)～2026年4月16日(木)23:59

※事前の学内選考が必要なため、トビタテオンラインの締め切り日とは異なります。

※参考「トビタテ！留学 JAPAN 応募書類事前準備シート」

<https://mext.ent.box.com/s/85hm0ncmasb7r7tlff7o6pdm5zy399zq>

③ 国際センターへ郵送もしくは持参の上書類提出(青学への提出必須書類)

以下(1)～(6)を国際センターへ郵送して下さい。

- (1) トビタテ！第18期 青山学院大学用 チェック表(様式A)(必須)
- (2) 誓約書(様式B)(必須)
- (3) 家族構成・家計状況/健康状況申告書(様式C)(必須)
- (4) 所得証明書(本要項2ページ目確認)(必須)
- (5) 所得に関する書類(本要項2～3ページ目確認)(必須/*(4)が取得できない場合のみ)
- (6) 特別控除に関する書類(本要項3ページ目確認)(任意/*該当者のみ)
- (7) 診断書(過去10年以内にメンタル面で通院履歴等がある方及び現在治療中の疾患がある方のみ対象)

※留学期間・留学先環境に耐えうる旨書かれた医師の診断書を提出してください。

※対象者は出願時に必ず申告してください。留学決定後に事実が発覚した場合、留学取消となる場合があります。

※本件は選考に影響を及ぼしません。

※書類は A4、タテ、片面印刷。ホチキス不要。

【書類郵送先】

〒150-8366

東京都渋谷区渋谷 4-4-24

青山学院大学 国際センター

奨学金担当 宛

※「トビタテ申請書類在中」と朱書きし、必ず記録の残る方法で郵送すること。

郵送受付締切: 2026年4月16日(木) 消印有効

*来室して提出の場合は、必ず4月16日中にご提出ください

※本要項1ページ目に示す応募手順1)~3)が全て揃った方のみ選考します。

※提出された書類は返却しません。また、追加書類を求める場合があります。対象者には随時連絡します。

※記入者の指定のない場合は、申請者本人が黒のボールペンまたはペン(消せるペンは不可)で記入して下さい。

※マイナンバーの記載のない書類を提出して下さい。記載された書類しかない場合は、黒く塗りつぶして下さい。

④ 学内選考合格者及び応募コース発表

2026年4月22日(水) 予定 (Eメールで連絡)

※提出されたデータ、書類をもとに「内容に不備不足はないか」「留学計画が教育上有益な学習活動か」「安全管理の観点」等から総合的に判断をします。なお、学内選考に関する問い合わせには一切お答えできません。

※ 国際センター提出 - (4)所得証明書について

所得を証明する年	2024年1月~2024年12月(令和6年)の所得が記載された証明書。一通ずつ両親分 (※注: 令和6年中の所得 = 「令和7年度」の証明書) ※令和7年度(2024年所得)分が取得不可の場合は、(5) 所得に関する書類で確認します。
提出	父と母(またはこれに代わる家計支持者と配偶者) についてそれぞれ1枚ずつ ※無収入(専業主婦を含む)、パート、アルバイト、短期雇用でも必要 ※無収入(専業主婦など)の場合、所得欄に「ゼロ」(0円)と印字されたもの。"*"の表示は不可 ※海外在住などの理由により入手できない場合は不要(5) 所得に関する書類で確認します)
発行元	市区町村役場(税務署ではありません)
注意点	・給与、年金、営業などの総収入、総所得、配偶者控除、扶養者控除などが記載されていることが必要 ・収入・所得金額の欄が「*」「-」「空白」や、課税・非課税のみの証明書は不可 ・無収入の場合は、所得金額「0円」と記載された「非課税証明書」を発行してもらう事 ・所得証明書の名称は各自治体によって異なるので、該当するものを提出すること 【例】市民税・県民税課税(非課税)証明書、特別区民税・都民税課税(非課税)証明書など

※ 国際センター提出 - (5)所得に関する書類について ※(4)所得証明書が取得出来ない場合のみ

「状況」を確認し該当する「必要書類」を全て提出して下さい。父と母(またはこれに代わる家計支持者と配偶者)両方必要です。

	状況	必要書類	発行元/作成者
1	給与収入がある(パート、アルバイト含む)	源泉徴収票(令和6年/2024年1月~12月) ※複数の勤務先がある場合は全て提出 ※確定申告をしている場合は確定申告書類も必要	勤務先
2	2024年1月以降に就職・転職して給与収入がある(パート、アルバイト含む)	年収見込証明書(様式1) ※上記が発行されない場合は、直近3ヶ月以上の給与明細書を提出	勤務先
3	確定申告をしている (会社経営・同族会社役員・事業所得・自営業・代理店経営・外交員・商工農林水産業・自由業・不動産所得・配当・雑所得・農業等)	確定申告書第一表と第二表(控) ※令和7年(2025年)2~3月に申告した令和6/2024年分) ※電子申告の場合は、受信通知または即時通知等を添付	税務署

4	海外勤務の為、源泉徴収票や確定申告書がない	会社の給与支払明細書 or 年収証明書（様式自由） (令和6年/2024年1~12月分) ※日本語以外は日本語訳を添付 ※日本円以外は申請時の為替レートで円換算し計算式を記載し、使用した為替レートの根拠書類を添付	勤務先
5	傷病手当金受給中	傷病手当金通知書	全国健康保険協会等
6	雇用保険基本手当（失業保険）受給中	雇用保険受給資格者証	ハローワーク
7	年金（遺族年金・障害者年金含む）受給中	年金振込通知書 or 年金額改訂通知書（最新のもの）	日本年金機構等
8	生活保護受給中	生活保護決定（変更）通知書（最新のもの） ※保護受給額が記載されたもの。金額がないものは不可。	住所地の市区町村福祉事務所
9	父母が離別している、 または父母以外からの援助金等を受けている	事情書(援助)(様式2) or 事情書(援助なし)(様式3)	援助者
10	各種手当（児童扶養手当、児童手当等）	通知書	市区町村役場
11	父母共に無職無収入で預貯金を切り崩して生活	生活費の出し入れに使用している預貯金通帳 （口座名義人と直近3ヶ月分程度の記帳部分） and 事情書（預貯金切り崩し） (様式4)	家計支持者
12	2024年1月から無収入（専業主婦等）	なし（⑤所得証明書で確認します）	

※ 国際センター提出 - (6)特別控除に関する書類について **※該当者のみ**

下記「特別控除項目」を確認し、該当する必要書類を全て提出して下さい。該当項目がない場合は提出不要です。

	特別控除項目	必要書類	発行元
1	父子・母子家庭	なし ((4)&(5)所得に関する書類で確認します)	
2	障害のある方がいる	障害者手帳等のコピー	市区町村役場
5	出願から1年以内に震災・火災・風水害等により被害を受けた	罹災証明書、盗難届証明書等 被害により生じた実費を証明する領収書 ※保険・損害賠償等により補てんされた控除額は除く。	市区町村役場 警察署等

【JASSO 第二種奨学金の家計基準について】

本学が JASSO 第二種奨学金の家計基準に沿って応募の可否を判定します。家計は家計支持者と配偶者の合計所得金額を確認します。世帯人員、就学者の有無等によって異なりますが、目安はおよそ下記表の金額以内です。基準内の学生と基準を超える学生では支給される奨学金の金額が異なります(留学準備金、授業料の支給金額は変わりません)。

世帯人数	奨学金	給与所得(万円) (年間の収入金額)	給与所得以外(万円) (年間の所得金額)
2人	第一種	777	559
	第二種	1,180	905
3人	第一種	732	550
	第二種	1,127	891
4人	第一種	880	613
	第二種	1,309	937
大学院生	修士・専門職	本人及び配偶者の収入	536
	博士	本人及び配偶者の収入	718

※想定している世帯構成 2人世帯: 本人、親(ひとり親)

3人世帯: 本人、父、母(無職無収入)

4人世帯: 本人、父、母(給与300万、給与所得以外200万以下)、高校生の弟妹1人

【注意事項】

制度について

- ※ 本制度は奨学金制度です。文部科学省や本学が、留学プログラムやインターンシップ先等を提供するものではありません。
- ※ トビタテ！の募集要項や本学の誓約書等を必ず全て熟読し、理解し同意した上で応募して下さい。
- ※ 安全確保や健康等の配慮はもとより、留学計画の実施のために必要な措置をとることは、全て自己責任となります。

本学の方針について

- ※ 本学を通じてトビタテ！へ応募する場合、申請者は全期間に渡って信頼できる受入機関を確保する必要があります。
- ※ 外務省海外安全ホームページでの危険情報及び感染症危険情報については、留学先機関の所在地が応募時点で「レベル 2」以上であっても、応募・選考に差し支えありませんが、留学計画開始時点及び留学開始後に「レベル 2」以上となった場合は、トビタテ！の指示に従い、原則として月額奨学金は支給対象外となります。（ただし、新型コロナウイルス感染症等の状況により、速やかな帰国が困難と本学が判断する場合を除く）。尚、新興国や発展途上国を留学先にする場合は、相当程度に高い語学力、現地での取り組みに関する万全の準備、公的な受入機関もしくはそれに準じる受入機関の確保等、周到な準備がより一層必要になります。留学計画をしっかりと立ててください。
- ※ 授業期間内に休学をせず、授業を欠席して留学をする計画は原則として認めません。但し、①所属学部②履修科目担当教員が認める場合は、本制度への応募を認めます。該当者は事前に国際センターに問い合わせをして下さい。
- ※ 協定校留学、認定校留学を計画の一部に入れている学生は、留学先大学の授業・試験終了日から 10 日以内に帰国し、帰国後は本学の指示に従い単位認定の手続き等をする必要があります。単位認定を希望しない学生で、留学先大学の授業・試験終了日以後に実践活動等を計画する者は、事前に国際センターに問い合わせをして下さい。

受付・学内選考について

- ※ 指定された学内登録・受付期間以後の登録・提出・修正は、いかなる理由でも一切認めません。
- ※ 学内登録・受付期間以後にデータや書類の内容について、国際センターから口頭やメール等で確認したり、追加書類を求められる場合があります。その際には、トビタテ！オンライン申請及び国際センターに提出した連絡先に連絡しますので、即対応して下さい。本学からの連絡の未確認、未対応、対応の遅れにより、学内選考不合格になる場合があります。
- ※ 学内登録・受付期間以後に、留学計画等を総合的に判断し、本学を通じたトビタテ！への申請の可否を決定します。事前に相談や問い合わせをしていた場合も、学内選考の結果、不合格となる事があります。

採用後について

- ※ 採用後であっても、世界情勢に応じて留学の中止、留学計画の変更、帰国等をトビタテ！または本学から命じることがありますので、必ず指示に従って下さい。
- ※ 留学前、留学中、留学後はトビタテ！指定の提出物や課題がたくさんあります。指示通り準備・作成し、期限までに提出する必要がありますので、本学からの指示を守れる学生のみ応募して下さい。
- ※ 大学はトビタテ！から採用学生の支援(奨学金支給等)を委ねられており、学内応募に際して本学が求める「誓約書」の記載内容は、応募時から留学終了時までの採用者の遵守事項です。たとえトビタテ！から採用されていても、すべての項目について同意し遵守できない場合、大学として支援をしないという決定をする権利を有しています。採用後は必ず本学の指示に従って行動して下さい。

【問合せ先】国際センター

青山キャンパス 17号館2階 TEL. 03-3409-8462 / 相模原キャンパス B棟1階 TEL. 042-859-6034

奨学金担当メールアドレス: scholarship@aoyamagakuin.jp

※開室時間:授業実施期間は月～金 9:00-11:30/12:30-17:00、土 9:00-11:30

※祝祭日、日曜日は問い合わせを受け付けていません。

※本制度の学内主担当職員は青山キャンパス国際センターにいます。各キャンパスでの問い合わせの際、回答には時間がかかる事がありますので、余裕を持って問い合わせをして下さい。

トビタテ！第18期「大学1年生枠」青山学院大学用 チェック表

氏名		学生番号	
所属	学部/研究科	学科/専攻	年

全てのチェック欄に✓(またはなしと記入)し、順番通り揃えて提出すること。ホチキス不要。

1)国際センターへの応募意志表明(フォームメーラー) 登録期間:2026/4/1~2026/4/16 23:59		注意事項	学生 ✓	大学 ✓
トビタテ！HP からオンライン申請		※基本情報は、2026年4月1日現在の内容を記載		
2)トビタテへのオンライン申請 受付期間:2026/4/1~2026/4/16 23:59		注意事項	学生 ✓	大学 ✓
学内募集要項に記載のURL から送信		※基本情報は、2026年4月1日現在の内容を記載		
3)国際センターへ郵送で書類提出 受付期間:2026/4/1~2026/4/16 消印有効		様式	学生 ✓	大学 ✓
(1)	チェック表(本紙)	様式 A		
(2)	誓約書	様式 B		
(3)	家族構成・家計状況/健康状況 申告書	様式 C		
(4)-1	父(または家計支持者)の所得証明書	※令和7年度発行、令和6年/2024年分		
(4)-2	母(または家計支持者の配偶者)所得証明書	※令和7年度発行、令和6年/2024年分		
(5)-1	父(または家計支持者)の所得に関する書類 ※状況に応じた該当書類を提出			
	1	会社勤務,パート,等	源泉徴収票(令和6年/2024年分)	
	2	転職して会社勤務等	年収見込証明書(令和6年/2024年分)	様式 1
	3	自営業,会社経営,不動産所得等	確定申告書の第一表と第二表(令和6/2024年分)	
	4	海外勤務	会社の給与支払明細書 or 年収証明書(様式自由)	
	5	傷病	傷病手当金通知書	
	6	失業	雇用保険受給資格者証	
	7	年金	年金振込通知書 or 年金学改訂通知書	
	8	生活保護	生活保護決定(変更)通知書	
	9	援助・養育費	事情書(援助)or 事情書(援助なし)	様式 2,3
	10	各種手当	通知書	
	11	預貯金切崩し	生活費用預貯金通帳 and 事情書(預貯金切り崩し)	様式 4
	12	無収入	(5)-1 で確認	
(5)-2	母(または家計支持者の配偶者)の所得に関する書類 ※状況に応じた該当書類を提出			
	1	会社勤務,パート,等	源泉徴収票(令和6年/2024年分)	
	2	転職して会社勤務等	年収見込証明書(令和6年/2024年分)	様式 1
	3	自営業,会社経営,不動産所得等	確定申告書の第一表と第二表(令和6/2024年分)	
	4	海外勤務	会社の給与支払明細書 or 年収証明書(様式自由)	
	5	傷病	傷病手当金通知書	
	6	失業	雇用保険受給資格者証	
	7	年金	年金振込通知書 or 年金学改訂通知書	
	8	生活保護	生活保護決定(変更)通知書	
	9	援助養育費	事情書(援助)or 事情書(援助なし)	様式 2,3
	10	各種手当	通知書	
	11	預貯金切崩し	生活費用預貯金通帳 and 事情書(預貯金切り崩し)	様式 4
	12	無収入	(5)-2 で確認	
(6)	特別控除に関する書類 ※該当する場合のみ提出			
	1	父子・母子家庭	なし	
	2	障害	障害者手帳等	
	3	災害	罹災証明書、盗難届証明書等 and 領収書	

青山学院大学学長 殿

様式 B

私はこの度、2026年度(第18期)官民協働海外留学支援制度～トビタテ!留学JAPAN新・日本代表プログラム～(以下トビタテ)の応募及び採用後に留学するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。なお、誓約事項に反した場合、本制度への応募取消、採用取消、支援打ち、奨学金返納となっても異議を申し立てません。

【応募にあたって】

1. トビタテの募集要項、青山学院大学学内募集要項の記載事項を理解した上、トビタテに関する提出書類記載内容について保護者等の経済的負担者に了解を得て応募すること
2. 留学先大学での保険加入有無に関わらず、帰国までをカバーする海外旅行傷害保険に必ず加入すること(治療救済費用項目が無制限のプラン、通年留学の場合の保険料目安:約 20～30 万円)。
3. 留学中の危機管理に伴う費用として、保険会社設定の危機管理サポートサービスに加入し、所定の金額を渡航前に支払うこと(通年留学の場合のサポート費用目安:約 5 万円)。
4. 上記 2.及び 3.に非加入で渡航した場合、本学がトビタテより委任された支援(奨学金支給等)を打ち切ることとし、トビタテに直ちに報告することを了承すること。
5. 過去 10 年以内にメンタル面で通院履歴等がある場合は、必ず応募前に申告すること。申告した通院履歴等を、事故時の対応、留学実施その他必要な範囲で、国際センター、所属学科・研究科、保険加入会社、危機管理会社、関係省庁及び在外公館へ提供すること、又はそれらと共有、利用することに同意すること。
6. 本制度への応募後及び採用後は、本学と連絡を密に取れる状態にすること。
7. 本制度への採用後は、採用された留学計画に基づき留学計画を実現すること。やむを得ない事由により留学計画を変更する場合は、速やかに本学へ報告し、指示に従うこと。
8. 留学に必要な手続き(受入機関の手配、各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、航空券の手配、留学費用の支払い、住居の手配)は自らの責任において行うこと。

【留学中】

9. 留学中は受入機関に所属することとし、留学前に受入許可書を入手の上、本学に提出すること。
10. トビタテの趣旨を十分理解し、受入機関の指示に従い、学業および実践活動に精励すること。トビタテ留学生としての基準を満たさないと本学が判断した場合、途中帰国の措置をとることがあるので、これに従うこと。その際、納入した各種関連費用について返還されない場合があることに同意すること。
11. 留学に係る帰国勧告等、大学の最終決定についての反論はこれを認めない。勧告に従わない場合、留学資格一切を取り消すものとする。
12. 留学に伴う渡航期間中は、滞在国の法令、受入機関等の諸規則を遵守し、滞在国の公序良俗にも反することのないよう注意すること。なお、現地で合法であっても日本の国内法に反する行為(例:未成年者の飲酒喫煙、一部の国や地域における大麻等薬物使用や所持)は禁止する。
13. 留学に伴う渡航期間中は、国際センターへの現地到着報告、毎月の在籍確認、近況報告等を行い、帰国後は速やかに必要書類を提出すること。

【危機管理】

14. 個人情報について、国際センター、所属学部・研究科、保険加入会社、危機管理会社、情報システム及び航空券手配会社、関係省庁及び在外公館が、事故時の対応、学生及び保護者等との連絡、留学実施のために共有、利用することに同意すること。
15. 受入機関の成績情報、生活面の情報等の個人情報を、トビタテ運営のために、又は学生本人の安全を守るために、本学が受入機関等から提供を受けることに同意すること。
16. 緊急の場合を除き、本学から保護者等に学生個人の情報は開示しない。
17. 危機管理のため、本学と電話で連絡が取れるよう留学先入国日から出国日まで常に日本からの着信及び日本への発信ができるよう環境を整えること。SNS等インターネット回線を利用した通話機能のみの端末は緊急時の連絡ができないため認めない。
18. 受入機関等が所在する国(地域)の治安悪化・感染症拡大等の状況によっては、本学が留学の中止・延期又は帰国勧告を決定することがある。学生の安全確保のため本学が決定・指示した場合には、速やかに応じること。本学の通告による留学中止・延期又は帰国であっても、その際に発生する費用は自己負担とする。なお、外国籍の学生に対しても、渡日を勧告する場合がある。
19. 留学中に第三国へ渡航する場合は、事前に本学国際センターの許可を得ること。その際、渡航先は海外旅行傷害保険の引受対象国に限り、引受対象国であっても、治安・状況によっては渡航を許可しない場合があることを了承すること。
20. 留学先においては、自動車、オートバイ等高速で移動するあらゆる乗り物の運転は絶対に行わないこと。また危険なスポーツ(スカイダイビング・バンジージャンプ等)は絶対に行わないこと。

【その他】

21. 本学の学生として、本人の自覚と責任において行動すること。また、常に安全管理を心掛けると共に、留学中の自然災害、テロ、犯罪行為、航空機等交通機関に関わる事故ならびに前記以外の人為的、不慮不可抗力による事故、あるいは学生本人の故意又は不注意による事故や生活上のトラブル(対人関係・迷惑行為・ホームステイや寮・本人の持病に起因するものを含む)によって生じた結果について、本人又は保護者等の責任において一切を処理し、本学及びその関係者に損害賠償その他の責任を追及しないこと。

年 月 日

学部・学科(研究科) _____ 学生番号 _____

学生署名(本人直筆のこと) _____

本制度は、本学の交換留学制度や本学が企画する短期の海外語学・文化研修とは異なるものです。文部科学省や(独)日本学生支援機構、本学が留学先を提供するものではありません。海外での事故・事件・犯罪等から安全を確保することは本人の責任となります。保護者等は、これを理解した上で、学生本人の申請に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日

保護者等署名(本人直筆のこと) _____ (続柄:)

家族構成・家計状況／健康状況 申告書

氏名		学生番号	
所属	学部/研究科	学科/専攻	年
入学年度	_____年度入学		

同一生計の家族について、記入及び該当する項目に○をして下さい。

※同一生計の家族とは、家計支持者とその配偶者、及び家計支持者の扶養に入っている家族です。

例えば、同居している祖父母、兄弟等に収入があり、扶養に入っていない場合は該当しません。

※世帯人数と家族構成は最新の情報を記入してください。所得と控除に関しては、指定された期間のものを記入してください。

世帯人数	_____人
------	--------

父母またはこれに代わる家計支持者と配偶者、及び就学者を除く家族について

続柄	氏名	年齢 (歳)	勤務先等	<給与所得者> 源泉徴収票の支払 金額(税込)万円	<給与所得以外> 確定申告書の所得 金額(税込)万円	居住地の 政令指定 有無	世帯主と 同居/別居
						有・無	世帯主
						有・無	同居・別居
						有・無	同居・別居
						有・無	同居・別居

就学者について

続柄	氏名	年齢 (歳)	設置者	在学等(具体名を記入)	居住地 (都道府県)	世帯主と 同居/別居
本人			私立	青山学院大学		同居・別居
			国公・私立			同居・別居
			国公・私立			同居・別居
			国公・私立			同居・別居

特別控除について (該当に○)

	下記どれにも該当しない
	父子・母子家庭 (_____年 _____月に 離別・死別)
	障害のある方がいる(_____名)(続柄: _____氏名: _____)(続柄: _____氏名: _____)
	家計支持者が単身赴任等により別居している
	6ヶ月以上の長期療養を要する方がいる (続柄: _____氏名: _____病名: _____療養開始年月: _____年 _____月)
	出願から1年以内に震災・火災・風水害等により被害を受けた

健康状況について ※心身共に健康であることも応募条件となります。状況によっては医師の健康診断書を別途提出して頂きます。

現在治療中の病気	無	有	病名(_____)
服用中の薬	無	有	薬名(_____)
既往症	無	有	結核・てんかん・糖尿病・マラリア・腎臓病・伝染病・ガン・脳疾患・心疾患・精神疾患 その他(_____)
アレルギー	無	有	(_____)
その他健康面や 精神面で伝えたい事	【過去に長期通院歴、入院歴等ある場合は必ず記入すること】		